

平成21年度年間休日及び就業時間についての協定書

平成21年度の年間休日及び就業時間を下記の通り協定する。

記

- 1 本協定の起算日は平成21年3月1日、終了日は平成22年2月28日とする。
- 2 労働時間の算定は1ヶ月の変形労働時間により、1日の就業時間は下記の通りとする。
但し、平成21年12月1日より平成22年1月31日の間においては、2ヶ月の変形労働時間とする。
又 2ヶ月の変形労働時間を採用する月においては、各週のうち必ず1日を休日とする。

- 3-① 変形期間の休日と所定労働時間は下記の通りとする。

〔期 間〕		〔日 数〕		〔出勤日〕		〔休日数〕		〔所定労働時間〕	〔週平均時間〕
3月1日	～	3月31日	31日	22日	9日			170.5	38.5
4月1日	～	4月30日	30日	22日	8日			170.5	39.7
5月1日	～	5月31日	31日	22日	9日			170.5	38.5
6月1日	～	6月30日	30日	22日	8日			170.5	39.7
7月1日	～	7月31日	31日	22日	9日			170.5	38.5
8月1日	～	8月31日	31日	22日	9日			170.5	38.5
9月1日	～	9月30日	30日	22日	8日			170.5	39.7
10月1日	～	10月31日	31日	22日	9日			170.5	38.5
11月1日	～	11月30日	30日	22日	8日			170.5	39.7
12月1日	～	12月31日	31日	45日	17日			348.7	39.3
1月1日	～	1月31日	31日						
2月1日	～	2月28日	28日	20日	8日			155.0	38.7

263日 102日 2038.2 時間
上記計画表における休日は休業日数1日～15日、個人休101日～87日の計102日とする。

- 3-② 休日は、半休日の2日をもって1休日とする。 但し毎週 1日の休日は取得する。

- 4 上記計画表における休日とは別に、連休取得時に年次有給休暇を計画的に付与する。
年次有給休暇の計画的付与日数 8日連休(有休 4日) 年1回
(10 日) 5日連休(有休 3日) 年1回
3日連休(有休 1日) 年2回
パーソナル休暇 (有休 1日)

※8日連休・5日連休は期限内(3月～2月)に各1回取得できる。3日連休は半期(3月～8月)(9月～2月)に各1回取得できる。
※パーソナル休暇が定休日又は繁忙期にあたる人は、所属長の了解のもとに他の日に変更できるものとする。
※有給休暇のうち5日については、半日単位で取得することができる。

- 5 就業時間は休憩時間を除き1日について7時間45分とし、原則として下記のシフト勤務により始業及び終業時間を当てるものとする。
- 6 シフト勤務の実施にあたり、会社はそれを円滑に実施する責任と義務を負う。またシフト勤務実施上障害となる問題点について組合から申し入れがあった場合は、速やかに会社 組合双方協議の上その解決に当たるものとする。シフト勤務の円滑な実施のために、組合は会社と協力して業務改善に積極的に取り組むものとする。
- 7 休日及びシフト勤務については、各部門長が責任を持って一斉又は個々に割り当て周知させた上で、シフト勤務表を前月末までに人事部へ提出するものとする。

※基本シフト勤務

S	〔始業 4:00 ～ 終業 13:00〕	J	〔始業 14:15 ～ 終業 23:15〕
A	〔始業 6:30 ～ 終業 15:30〕		
B	〔始業 7:00 ～ 終業 16:00〕	K	〔始業 7:00 ～ 終業 11:00〕
C	〔始業 8:00 ～ 終業 17:00〕	L	〔始業 8:00 ～ 終業 12:00〕
D	〔始業 8:30 ～ 終業 17:30〕	M	〔始業 8:30 ～ 終業 12:30〕
E	〔始業 9:00 ～ 終業 18:00〕	N	〔始業 9:00 ～ 終業 13:00〕
F	〔始業 9:30 ～ 終業 18:30〕	O	〔始業 9:30 ～ 終業 13:30〕
G	〔始業 10:00 ～ 終業 19:00〕	P	〔始業 16:15 ～ 終業 20:15〕
H	〔始業 11:30 ～ 終業 20:30〕	Q	〔始業 17:15 ～ 終業 21:15〕
I	〔始業 12:30 ～ 終業 21:30〕	R	〔始業 18:15 ～ 終業 22:15〕
※昼食60分・休憩15分		T	〔始業 19:15 ～ 終業 23:15〕

- 8 休日及び就業時間については、必要な場合その都度協議する。
- 9 所定労働時間以外に延長できる時間の限度は、以下のとおりとする。

- ① 変形労働時間制により労働する労働者 1日…4時間 1ヶ月…40時間 1年…250時間以内
- ② 育児又は家族介護を行う女性労働者のうち、延長することができる時間を短くすることを申し出た者 1日…2時間 1週間…6時間 1年…150時間以内
- ③ 上記①、②のいずれにも該当しない労働者 1日…4時間 1ヶ月…40時間 1年…250時間以内

平成 21 年 2 月 28 日

株式会社トキハインダストリー

代表取締役社長 右田 良一

トキハインダストリー労働組合

執行委員長 田中 慎二